

○杏林大学医学部付属病院個人情報保護規程

制定	平成17年	3月14日				
改正	平成18年	3月13日	平成18年	5月	1日	
	平成19年	4月	1日	平成20年	4月	1日
	平成24年	4月	1日	平成25年	12月	16日

第1章 定義

第1条 この規程における用語の意義は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。

第2章 管理体制

（保護管理者）

第2条 杏林大学医学部付属病院（以下「当院」という。）に、保護管理者を置き、病院長をもって充てる。

2 保護管理者は、当院の保有する患者の個人情報を適切に管理する任に当たる。

（保護担当者）

第3条 当院に保護担当者を3名置き、診療情報管理室長、医療安全管理部長及び病院事務部長をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保護管理者と同等の権限を持って当院の保有する患者の個人情報の管理に関する事務を担当する。

（保護分担管理者、保護分担担当者）

第3条の2 保護管理者、保護担当者の指示に基づき当院各部署で保有する患者の個人情報の適切な管理を行うために、保護分担管理者、保護分担担当者を置く。

2 保護分担管理者、保護分担担当者の選任等に関することは別に定める。

（個人情報保護管理委員会）

第4条 個人情報保護の推進を図るため、当院に個人情報保護管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に委員長を置き、病院長がこれを任命する。委員長は委員会を総括し、議長を務める。

3 委員長は、各診療科、看護部、薬剤部、検査部、放射線部及び事務部等から委員を任命する。

4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。任期途中で交代した場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

6 委員会の任務は次の各号に掲げる事項とする。

（1）個人情報の利用目的の特定、及び利用目的の通知に関すること

（2）個人情報の適正な取得、正確性の確保に関すること

第4類（杏林大学医学部付属病院個人情報保護規程）

- (3) 安全管理措置、及び個人情報の漏えい等の措置に関すること
 - (4) 職員等（個人データを取扱うことのある大学院生、学生を含む。以下同じ。）の監督、及び委託先の監督に関すること
 - (5) 個人データの第三者提供に関すること
 - (6) 保有個人データの訂正、利用停止に関すること
 - (7) その他、個人情報の保護全般に関すること
- 7 委員会は3か月に1回の開催を原則とする。
 - 8 委員会は委員長が招集する。
 - 9 委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。
 - 10 委員会の事務は、病院庶務課が担当する。
 - 11 委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

第3章 職員等の責務

第5条 職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データを取り扱わなければならない。

- 2 職員等は、その職種の如何を問わず、当院の従業者として職務上知り得た患者の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。当院を退職した後においても同様とする。

第4章 教育研修

第6条 保護管理者は、職員等に対し、個人データの適切な管理のために必要な教育研修を定期的に実施しなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

（個人情報の取得）

第7条 個人情報を取得するときは、その利用目的を公表又は本人に明示した上、当院の業務遂行に必要な範囲に限定して、適正かつ公正な手段によって取得しなければならない。

（同意の取り消し）

第7条の2 本人から個人情報の利用目的の一部について同意を取り消す旨の申し出があった場合には、様式第1号により取扱うものとする。

（アクセス制限）

第8条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、個人データにアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要な職員等に制限する。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、個人データにアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外で個人データにアクセスしてはならない。
- 4 保護管理者は、各職種等のアクセス権限を別に定める。

（複製等の制限）

第9条 職員等は、業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、次に掲げ

第4類（杏林大学医学部付属病院個人情報保護規程）

る行為については、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 個人データの複製
- (2) 個人データの送信
- (3) 個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「媒体」という。）の外部への送付又は持出し
- (4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為（訂正等）

第10条 職員等は、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第11条 職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管する。

（廃棄等）

第12条 職員等は、個人データ又は個人データが記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は媒体の廃棄を行う。

（個人データの取扱状況の記録）

第13条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

（当院各部署における管理の原則）

第13条の2 当院各部署で保有する診療に関連して取得された患者の個人情報保護の管理については、別に定める「各部署で管理すべき個人情報の管理の原則」に基づき取り扱う。

（個人情報を扱うコンピュータシステム）

第14条 病院情報システムに関し必要な事項については、杏林大学医学部付属病院病院情報システム運用管理規程を別に定める。

- 2 レセプトオンライン請求システムに関し必要な事項については、杏林大学医学部付属病院レセプトオンライン請求システム運用規程を別に定める。

第6章 病院電算室の安全管理

（入退室の管理）

第15条 保護管理者は、個人データを取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する病院電算室に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、病院電算室の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、病院電算室の入退室の管理について、入室に係る認証機能を設定

第4類（杏林大学医学部付属病院個人情報保護規程）

し、パスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（病院電算室の管理）

第16条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、病院電算室に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、災害等に備え、病院電算室に必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第7章 個人データの提供及び業務の委託等

（個人データの提供）

第17条 職員等は、患者本人の同意が無い限り、個人情報を取得の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。但し、法第23条第1項各号の規定に該当する場合は、この限りではない。

2 保護管理者は、法第23条第1項の規定に基づき個人データを提供する場合には、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について記録を残す。

3 保護管理者は、法第23条第1項の規定に基づき個人データを提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

（業務の委託等）

第18条 個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人データの適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人データに関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人データの複製等の制限に関する事項
- (4) 個人データの漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第8章 安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第19条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、速やかに保護管理者に報告する。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

第4類（杏林大学医学部付属病院個人情報保護規程）

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、また、その原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

（公表等）

第20条 保護管理者は事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第9章 点検の実施等

（点検）

第21条 保護管理者は、自ら管理責任を有する個人データの媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行う。

（評価及び見直し）

第22条 保護管理者は、個人データの適切な管理のための措置について、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第10章 苦情等への対応

（開示、訂正、利用停止）

第23条 法25条に定める開示の請求については、別に定める杏林大学医学部付属病院診療情報開示要綱に定める手続きに従い取扱う。

- 2 法26条に定める訂正等の患者からの申し出については、様式第2号により取扱う。

- 3 第2項に定める請求があった場合、保護管理者は速やかに必要な調査を行い、様式第3号-1または様式第3号-2により回答を行う。

- 4 法27条に定める利用停止等の患者からの申し出については、様式第4号により取扱う。

- 5 第4項に定める請求があった場合、保護管理者は速やかに必要な調査を行い、様式第5号-1または様式第5号-2により回答を行う。

（苦情）

第24条 個人情報の取扱いに関する苦情については、別に定める杏林大学医学部付属病院利用者相談窓口内規に従い取扱う。

第11章 改廃

第25条 この規程の改廃については、診療科長会議の議を経て、運営審議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

附 則

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

この規程は、平成18年 5月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月 1日より施行する。

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第1号

個人情報の利用目的の不同意通知書

杏林大学医学部附属病院 病院長殿

私は、貴院の定めた個人情報の利用目的のうち、下記の内容に同意しませんので通知します。

○同意しない個人情報の利用目的の内容

____年 ____月 ____日

患者氏名 _____

住 所 _____

親族または理解補助者（親権者・父母・配偶者・兄弟姉妹・保護義務者・法定代理人・等）
（患者が未成年である場合は必須）

氏 名 _____（続柄）

住 所 _____

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第2号

個人情報の訂正・追加・削除請求書

杏林大学医学部附属病院 病院長殿

私は、貴院が保有する個人情報について、下記のとおり訂正・追加・削除（以下、訂正等）するよう請求します。

○訂正等の内容

訂正等を請求する患者情報	フリガナ	(姓)	(名)
	患者氏名		
	登録番号		
	住 所		
	生年月日	年 月 日	
訂正等の請求内容、理由	(記録文書名、日付等)		
	(訂正等の具体的内容)		
	(訂正等の理由)		

____年 ____月 ____日

請求者氏名 _____

患者との関係 _____

住 所 _____

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第3号－1

_____様

個人情報の訂正・追加・削除通知書

____年 ____月 ____日付で提出されました個人情報の訂正・追加・削除請求書について、以下のとおり訂正・追加・削除（以下、訂正等）することに決定しましたので、ご通知申し上げます。

○訂正等を行った内容

--

なお、訂正等の内容を確認される場合には、あらかじめ当院にご連絡いただいた上、利用者相談窓口にお越しいただくようお願いいたします。

____年 ____月 ____日

杏林大学医学部附属病院
病院長

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第3号－2

_____様

個人情報の訂正・追加・削除通知書

____年 ____月 ____日付で提出されました個人情報の訂正・追加・削除請求書について、誠に遺憾ですが、以下のとおりご希望にそいかねることに決定しましたので、ご通知申し上げます。

○訂正・追加・削除（以下、訂正等）の請求内容

○訂正等ができない理由

- 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でないため
- 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくないため
- 訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報であるため
- 対象となる情報について当院には訂正等の権限がないため
- その他

なお、この件についてご不明の場合は利用者相談窓口にお越しいただくようお願いいたします。

____年 ____月 ____日

杏林大学医学部附属病院
病院長

第 4 類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第 4 号

個人情報の利用停止等請求書

杏林大学医学部附属病院 病院長殿

私は、貴院が保有する個人情報について、下記のとおり個人情報の利用停止又は消去、第三者提供の停止（以下、利用停止等）をするよう請求します。

○利用停止等の内容

利用停止等を請求する患者情報	フリガナ	(姓)	(名)
	患者氏名		
	登録番号		
	住 所		
	生年月日	年	月
利用停止等の請求内容、理由	(記録文書名、日付等)		
	(利用停止等の具体的内容)		
	(利用停止等の理由)		

____年 ____月 ____日

請求者氏名 _____

患者との関係 _____

住 所 _____

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第5号－1

_____様

個人情報の利用停止等通知書

____年 ____月 ____日付で提出されました個人情報の利用停止等請求書について、以下のとおり個人情報の利用停止又は消去、第三者提供の停止（以下、利用停止等）をすることに決定しましたので、ご通知申し上げます。

○利用停止等を行った内容

--

○利用停止等の措置を講じた日 ____年 ____月 ____日

____年 ____月 ____日

杏林大学医学部附属病院
病院長

第4類（杏林大学医学部附属病院個人情報保護規程）

様式第5号－2

_____様

個人情報の利用停止等通知書

_____年____月____日付で提出されました個人情報の利用停止等請求書について、誠に遺憾ですが、以下のとおりご希望にそいかねることに決定しましたので、ご通知申し上げます。

○利用停止又は消去、第三者提供の停止（以下、利用停止等）の請求内容

--

○利用停止等の措置をとらない理由

- 利用目的の逸脱等は認められないため
- 当該個人情報の取得に際して不正は認められなかったため
- その他

--

なお、この件についてご不明の場合は利用者相談窓口にお越しいただくようお願いいたします。

_____年____月____日

杏林大学医学部附属病院
病院長